

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 9 号	平成 2 8 年 1 2 月 5 日 受 理
件 名	カルチャーパーク野球場の使用料を現行どおりとする陳情
陳 情 者	秦野市曾屋 5 6 7 2 有馬 静則（秦野遊球倶楽部会員）
陳 情 の 要 旨	
<p>市は、平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日に「公共施設使用料の改定案」を公表しました。</p> <p>その中で、カルチャーパーク野球場の使用料は現行 1 時間 1, 0 0 0 円を 2, 0 0 0 円とする 2 倍の値上げ案を発表しました。</p> <p>平成 2 6 年 1 1 月 1 日施行「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」では、高齢者（6 5 歳以上）の全人口に占める割合が 2 1 % を超えた今日、「住みやすいまち」、「住んでよかったまち」、「住み続けたいまち」を実感できるまちづくりを進めていくためと述べています。</p> <p>この方針では、「将来にわたり健全財政を維持し、必要性の高い公共施設サービスを将来の市民にも良好な状態で引き継いでいかなければなりません」、「公共施設を使う市民と使わない市民との税負担（市はこれを不公平性と問題にしています）の公平性を保つとともに、現在の市民が応分の負担をすることにより、将来市民の負担を減らしていくことが必要となるため」と述べていますが、この方針は問題ないのでしょうか。</p> <p>平成 2 8 年 1 1 月 1 日発行「広報はだの」では、平成 2 7 年度の「市の台所事情」は、健全財政を維持と公表しました。</p> <p>また、市は、税負担の公平性を保つということで、公共施設を「使う納税者」と「使わない納税者」で区別する考えは間違えていると思います。（カルチャーパーク野球場を使う市民等、文化会館で観劇を鑑賞する市民等、総合体育館で球技大会をする市民等、公民館で生涯学習する市民等、幼稚園児・保育園児の保護者等、児童・生徒の保護者等納税者は、何らかの公共施設を利用しています。）</p> <p>市は、カルチャーパーク野球場の使用料の値上げをしなければならない台所の事情があるのでしょうか。現在、「市の台所事情」は健全財政を維持と公表しています。従って、次の事項を陳情いたします。</p>	

陳情事項

- 1 カルチャーパーク野球場の使用料は、現行どおりとすること。
- 2 カルチャーパーク野球場内周囲等に広告を掲示し、広告費を管理費等の一部に充てること。